

決算特別委員会会議録

I 日 時 令和7年11月18日（火）

午後1時59分開会

午後2時48分閉会

II 場 所 大会議室

III 出席委員

委員長	山本 徹
理事	八嶋 浩久
〃	藤井 大輔
〃	川上 浩
〃	庄司 昌弘
教育警務分科会副分科会長	
委員	立村 好司
〃	佐藤 則寿
〃	光澤 智樹
〃	大井 陽司
〃	嶋川 武秀
〃	寺口 智之
〃	鍋嶋慎一郎
〃	谷村 一成
〃	澤崎 豊
〃	大門 良輔
〃	安達 孝彦
〃	種部 恭子
〃	岡崎 信也
〃	龜山 彰
〃	川島 国

〃	山崎 宗良
〃	井加田 まり
〃	筱岡 貞郎
〃	火爪 弘子
〃	宮本 光明
〃	五十嵐 務
〃	中川 忠昭
〃	鹿熊 正一
〃	菅沢 裕明
〃	米原 蕃

IV 会議に付した事件

- 1 決算特別委員会審査報告書（案）について
- 2 今後の日程について
- 3 その他

V 議事の経過概要

- 1 決算特別委員会審査報告書（案）について

決算特別委員会審査報告書（案）の本文について事務局から、要望指摘事項については山本委員長、八嶋理事、藤井理事、川上理事、庄司理事及び立村教育警務分科会副分科会長からそれぞれ説明が行われた。

菅沢委員から報告書本文の工業用水道事業に関する記載について意見があった。

- 2 今後の日程について

事務局から、今後の委員会開催日程等について説明があった。

（主な発言の要旨）

山本委員長 それでは、これまでの説明につきまして、何か御質問がありましたら御発言願います。

菅沢委員 企業局の工業用水道事業に関する今後の課題についての項目です。

この関係は久しぶりに発言するのですが、まだこのような記載が残っているのかという認識です。

「神通川浄水場など未利用資産の有効活用」とありますが、決算特別委員会の指摘として、今の時点でいまだにあっていいのかと思っているわけです。

いわゆる旧の神通川工業用水道事業は、その機能や役割については、終止符が打たれて決着している段階です。

御存じのように、神通川と和田川の事業を統合して、今、西部工業用水道事業として事業が展開されています。そのほかに八尾中核工業団地の事業や、さらには利賀川の新しい工業用水の開発もあるわけですが、既に決着している、終止符が打たれている事業について、確かに遊休地をゴルフ練習場として活用しているのですけれども、現在は事業としては企業債の残高の処理がまだ残っていて、事業としての名目はあるわけですけれども、一体全体、有効活用というのは何のことをおっしゃっているのか。ここに「神通川浄水場などの未利用資産」とあります。ゴルフ練習場は遊休地の資産活用ですけれども、浄水場などの未利用資産の活用の展望はあるのですか、まず質問します。企業局がそういう検討をしているということも最近は聞いておりませんが。

山本委員長 未利用資産の有効活用の展望がないのに、こういう記載をするのはどうかという御指摘、御質問でよろしいですか。

菅沢委員 神通川工業用水道事業は、その機能や役割については既に1980年代で決着されており、もう検討の余地もない。今でも、ゴルフ練習場として遊休地の活用はありますか、過去、浄水場などの資産の有効活用の検討は企業局で

はしていないと思います。決算特別委員会がそういうことをいまだに指摘していいのかということを聞いているわけです。

山本委員長 今回の決算審査に係る文書として富山県公営企業決算審査意見書があります。その6ページに、「附帯事業のゴルフ練習場については、指定管理者制度を活用し、また神通川浄水場太陽光発電については、再生可能エネルギーの固定価格買取り制度を活用した売電事業を実施し、增收に寄与している。令和7年度末をもって公の施設として廃止予定のゴルフ練習場を含め、今後とも未利用資産の有効活用に努められたい」ということありました。

菅沢委員 太陽光発電のような未利用地、遊休地の活用といった既に進んでいることはいいのですけれども、「浄水場など」と記載があり、神通川工業用水道事業の要の施設であり、巨額の投資の対象になった、取水施設や浄水場の施設について触れられているから、そういう未利用資産の有効活用が何かあるのかとお聞きしたのです。

山本委員長 ああ、そういうことですね。

菅沢委員 遊休用地の活用ではお話のようなことは検討されているし、一定の実績もあることは認めます。

ただ、工業用水道事業の要の施設、大きな投資の対象になって、現状、形の上で残っている遊休施設のことを言っているわけです。

山本委員長 よく分かりましたので、当局にも確認させていただいて、文案について検討させてください。

菅沢委員 付け加えて言えば、神通川工業用水道事業の取水施設や浄水場、特に取水施設に海水が遡上し流入する大きな欠陥により、若干の供給はあったのだけれども、事実上、稼働することなく破綻した県政上の重大な事件なのです。

そういう施設についての経営責任や総括はしっかりとや

られておりませんが、いまだにこういう記載が出てくるのはどうなのでしょうか。遊休施設なら遊休施設として土地の活用等を記載すればいいでしょう。

山本委員長 分かりました。

菅沢委員の御指摘はもっともだと思いますので、委員長に預からせていただいて、当局にも確認させていただいて文言を修正させていただきます。

よく分かりました。御指摘ありがとうございます。

決算特別委員長 山本 徹